富田林市要綱第24号

富田林市金剛地区再生指針策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 金剛地区の将来像及び取組み方針を示す金剛地区再生指針(以下「指針」という。)を円滑に策定するため、富田林市金剛地区再生指針 策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、協議及び連絡調整を行う。
 - (1) 指針の策定に関すること。
 - (2) 地区活性化に係る調査検討に関すること。
 - (3) 関係者相互の連絡調整に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項(組織)
- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 関係団体を代表する者
 - (4) 独立行政法人都市再生機構西日本支社
 - (5) 関係事業者
 - (6) 関係行政機関
 - (7) 本市職員
 - (8) 前7号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めるもの
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、当初に委嘱又は任命した委員の 任期途中に新たに委嘱又は任命した委員の任期は、当初に委嘱又は任命 した委員の任期が満了するときまでとする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席をもって成立とする。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決 するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席、資料の 提出、説明その他の協力を求めることができる。 (報告)
- 第6条 会長は、会議の内容を市長に報告するものとする。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、都市計画担当課において行う。 (その他)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、 会長が協議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 (招集の特例)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に行われる協議会の招集は、 市長が行う。